

発 案 書

県議第十二号

中山間地域等直接支払制度の拡充を求める意見書について

中山間地域等直接支払制度の拡充を求める意見書を次のように発案する。

令和八年七月九日

提出者 岐阜県議会議員 恩田佳幸

川上哲也

渡辺嘉山

佐藤武彦

水野正敏

水野吉近

中川裕子

長谷川泰幸

岐阜県議会議長 松岡正人 様

中山間地域等直接支払制度の拡充を求める意見書

岐阜県の耕地面積の約半分は中山間地域にあるが、立地条件や農業生産条件が不利である一方、水源のかん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止など、国民生活の安定に不可欠な多面的機能を有しており、我が国の国土保全において重要な役割を担っている。

このような中、「中山間地域等直接支払制度」は、中山間地域等における農業生産活動が継続的に行われるよう支援する制度として、地域の農業・農村の維持・発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、近年、中山間地域においては、過疎化や高齢化が進行しており、農業の担い手不足や遊休農地の増加により、多面的機能の低下や、それに伴う経済的損失の発生が強く懸念されている。

さらに、近年は、農業機械や肥料をはじめとする資機材価格が年々高騰している

ほか、燃料費や資材輸送コストの上昇も加わり、中山間地域における農業経営を取り巻く環境はより一層厳しさを増しているが、本制度の交付単価は、平成十二年度の制度創設当初から見直しが行われておらず、現状の生産条件や経済情勢を十分に反映したものとはなっていない。

よって、国におかれては、中山間地域の農業生産活動の継続と、多面的機能の維持・発展を確保するため、中山間地域等直接支払制度について、近年の資機材価格や燃料費等の高騰による生産コストの増大を十分に踏まえ、実態に即した交付単価の拡充措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和八年七月九日

岐阜県議会議長

内閣官房長官	農林水産大臣	財務大臣	総務大臣	内閣総理大臣	参議院議長	衆議院議長
}						
様						